

横植協会 04-9号
令和 4 年6月8日

横浜植物防疫協会からのお知らせ

各 位

横浜植物防疫協会
045-201-2378

輸入種子関係

【イタリア産植物の Tomato brown rugose fruit virus に対する 緊急的な輸入検査対応について】

農林水産省植物防疫課から連絡がありましたので、お知らせします。

詳細は、別添(イタリア ToBRFV 説明資料)を参照願います。

横浜植物防疫協会 公式ホームページ (jqy-yppa.com)

植物検疫に関する情報などをお知らせしています。

〔メール配信の停止をご希望の方 ！〕

お手数おかけしますが、本メールに空メールにて返信をお願いします。

イタリア産植物の *Tomato brown rugose fruit virus* に対する緊急的な輸入
検査対応について

1. 経緯

- (1) 本年3月、植物防疫所における輸出検査において、タイ産トマト種子を検定した結果、*Tomato brown rugose fruit virus* (ToBRFV。植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。))別表2の2の36項で、全ての地域を対象に輸出国での精密検定の対象として規定する検疫有害植物。)を検出。
- (2) 当該輸出検査において、ToBRFVは、リアルタイムRT-PCR (ISF Protocol (2020))に限り検出され、輸出国側で実施している検定手法によっては、ToBRFVが適切に検出できていないおそれがあると考えられた。
- (3) 4月、輸入検査において、全ての国・地域からの規則別表2の2の36項に掲げる植物の種子について、ToBRFVを対象とした遺伝子検定(リアルタイムRT-PCR)を開始。なお、リアルタイムRT-PCRを用いた検定が行われていることが確認された輸出国は、順次、対象から除外。
- (4) 5月、イタリアについては、リアルタイムRT-PCRを用いた検定が行われていることが確認されたため、対象から除外したが、除外以前に輸入された同国産トマト種子からToBRFVを検出。

2. 緊急の暫定措置

今般の事例を受け、イタリアにおいてリアルタイムRT-PCRを用いた検定が実施された宿主植物を通じてToBRFVが侵入するおそれがあることから、本ウイルスの侵入を適切に防止するため、暫定的な措置として、輸入検査において以下の対応を実施する。

(1) 対象植物

貨物、郵便物、携帯品として輸入される、イタリアからの規則別表2の2の36項に掲げる植物

(2) 対応を行う期間

令和4年6月9日から当面の間

(3) 精密検定

次の数量について、当該検疫有害植物を対象とした遺伝子検定の実施

植物	検定対象
種子	4,600粒(同一の検査単位に含まれる種子が46,000粒未満の場合は、当該種子数の10%)
生植物(種子及び果実を除く。)	検査単位ごとに1%の生植物から若葉(最低1葉)をサンプリングし、検定

(参考)

・イタリア産 ToBRFV 宿主植物の輸入検査実績（貨物・郵便物・携帯品）

(数量：kg)

	令和元年		令和2年		令和3年		3年間合計	
	検査 件数	検査 数量	検査 件数	検査 数量	検査 件数	検査 数量	検査 件数	検査 数量
とうがらし 種子	8	8	4	4	5	5	17	17
トマト種子	5	5	84	84	23	23	112	112